

奨学生のみなさんへ

愛媛大学学生生活支援課

日本学生支援機構奨学金8月採用関係書類について

奨学生として採用されたみなさんに以下の書類を同封しておりますので、ご確認ください。
貸与奨学生の方は、以下の期限までに返還誓約書とその添付書類を学生生活支援課に提出してください。※給付奨学金のみ受給される方は、提出が必要な書類はありません。

なお、愛媛大学HP「奨学金制度」に、奨学金採用者の手続きや「給付奨学生のしおり」「貸与奨学生のしおり」(奨学金の支給・貸与が始まってから終了するまでの手続きや留意事項などが記載されたもの)を掲載しておりますので、必ず確認してください。

【愛媛大学HP「奨学金制度」】

<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship/scholarship/>

【貸与奨学生送付書類】

- ①奨学生証
- ②返還誓約書
- ③貸与奨学生のしおり(ダイジェスト版)
- ④「保証依頼書・保証料支払依頼書」(機関保証を選択した者のみ)
- ⑤提出が必要な書類(人的保証、機関保証 両面)
- ⑥適格認定とは【貸与】

【貸与奨学生】返還誓約書

●提出期限

令和7年10月3日(金) 17時

●提出場所

学生生活支援課奨学金チーム(図書館1階西側)

⑨「返還誓約書」を不備なく提出しない場合、奨学金は停止されます。

上記期限までに提出できない場合のみ、郵送で受け付けます。※上記期限日必着
重要な書類ですので、必ず受け渡しの記録の残るレターパックライトで送ってください。

【給付奨学生送付書類】※提出が必要な書類はありません。

- ①奨学生証
- ②給付奨学金の今後の流れ・注意事項について
- ③適格認定とは【給付】

【送付先・問い合わせ先】

〒790-8577

愛媛県松山市文京町3番

愛媛大学学生生活支援課奨学金チーム

syougaku@stu.ehime-u.ac.jp